

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 ○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アルキルプロポキシアミンエトキシレート （アルキル基の炭素数が十二から十六のもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
(2) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	一
(2) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一

現行

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇

二 令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）	一
(2) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）	一
(3) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩	一
(4) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	一
(5) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十九以下）	一〇〇

(5) ぎ酸セシウム溶液	(6) ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限り。)	(7) 三―(三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)	(8) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のもので及びその混合物に限る。)	(9) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。)	(10) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。)	(11) チオリン酸ジアルキルナトリウム塩溶液及びテトラアルコール、ドデシルアルコール及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	(12) パーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	(13) ノンの混合物(アセトフェノールの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	(14) 一・三―ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物(一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。)	(15) ポリエーテルのほう酸エステル(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(16) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	(17) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	(18) N―メチルアニリン	三 令別表第一第三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号
—	二五	—	—	二五	二五	—	二五	二五	—	—	—	—	—	

(6) 上のもの及びその混合物に限る。)	(7) 三―(三・五―ジ―ターシャリーブチル―四―ヒドロキシフェニル)プロピオン酸アルキルエステル(アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。)	(8) 直鎖脂肪族アルコール(炭素数が十九以上のもので及びその混合物に限る。)	(9) 臭化ナトリウム溶液(濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。)	(10) チオリン酸ジアルキルナトリウム塩溶液及びテトラアルコール、ドデシルアルコール及びパーム核油脂肪酸(蒸留物に限る。)	(11) ノンの混合物(アセトフェノールの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	(12) 一・三―ペンタジエン、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物(一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。)	(13) ポリエーテルのほう酸エステル(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	(14) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	(15) ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	(16) N―メチルアニリン	(17) N―メチルアニリン	(18) N―メチルアニリン	三 令別表第一第三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号
—	—	—	二五	—	二五	二五	—	—	—	—	—	—	

二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	質	係	数
(1)	塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	○	○
(2)	重酸の混合物（プロピオン酸の濃度が十八重量パーセント以下のものであって、重酸ナトリウムの濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）	○	○
(3)	ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）	○	○
(4)	ニ―メチルグルタロニトリル及びニ―エチルブタンジニトリルの混合物（ニ―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）	○	○
(5)	リグニン（木材から生成するものに限る。） 酢酸ナトリウム及び蔞酸ナトリウムの混合物	○	○
(6)	リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液	○	○

四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	質	係	数
(1)	オレンジ果汁	○	○
(2)	グリセリンエトキシラート	○	○
(3)	炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）	○	○
(4)	二酸化けい素	○	○

二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	質	係	数
(1)	塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	○	○
(2)	ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が千を超えるもの及びその混合物に限る。）	○	○
(3)	ニ―メチルグルタロニトリル及びニ―エチルブタンジニトリルの混合物（ニ―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）	○	○
(4)	リグニン（木材から生成するものに限る。） 酢酸ナトリウム及び蔞酸ナトリウムの混合物	○	○

四 令別表第一の二第十三号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物	質	係	数
(1)	オレンジ果汁	○	○
(2)	グリセリンエトキシラート	○	○
(3)	炭酸水素ナトリウム溶液（濃度が十重量パーセント未満のものに限る。）	○	○